

進まない「部活動改革」

これからの部活動と「地域クラブ活動」再考

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

学習指導要領における中学校での部活動の扱いの変遷

- ◆最初の学習指導要領（1947年）に選択科目の1つとして「クラブ（自由研究）」が位置づけられ、1951年の改訂によって「特別活動」となりました。
- ◆1969年の改訂で中学校の「必修クラブ」が登場。週1時間、生徒も教員も全員参加となりました。それとは別に、課外の時間に行う自由参加の「部活動」がありました。1989年の改訂で、必修クラブと部活動が「選択可能」となり、部活動への参加が「必修クラブ」の代替として認められるようになりました。
- ◆1998年の改訂で「必修クラブ」が消え、関連領域として位置づけられていた部活動を学校で実施する根拠がなくなりました。その後、2008年の改訂で「学校教育の一環として教育課程との関連を図る」とされ、2017年の改訂では「持続可能な運営体制が整えられるようにする」旨が追記され、今に至っています。

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

2023年度から「部活動改革推進期間」が始まり、「できることから」中学校の土日の部活動が、地域に移行されることになりました。「これをどう考えるか」「これからの部活動をどのようにすすめていったらよいか」様々な意見が出されています。これまで日本の学校が担ってきた部活動と教職員の働き方改革を同じ土俵で考えることに無理があります。一方で、教職員の働き方改革は急務です。全日本教職員組合（以下、全教）が出している資料をもとに歴史を知り、この課題について職場で議論を深めたいものです。

部活動とは子どもにとって、教職員にとって

子どもと部活動

多くの子どもたちが、「何部に入ろうかな」と部活動を楽しみにして中学校や高校に入学してきます。部活動は、課外の時間に自分の好きなスポーツや文化活動などに打ち込み、友達や上級生・下級生とも親しく交わり、自主的な活動を通して成長していくことができる貴重な機会です。

反面、勝利至上主義の横行による暴言や体罰が未だに無くならず、過熱する練習による疲労や発達のゆがみ、子ども同士のいじめなども随所で指摘されています。

上記のように、部活動は、学習指導要領が改訂される度にその位置付けが変えられてきました。当初禁止されていた中学校の全国大会が開かれるようになってから、部活動の過熱が各地で問題になりました。

このような経過の中で、今は「必修」でないにもかかわらず「全員参加」とされていたり、部活動の経験や実績が高校入試で評価されたりなど、部活動のあり方をゆがめ、子どもたちを苦しめるような事態も続いています。

教職員にとっての部活動

このような事態をなくし、部活動のあり方を改革していくためにも、子どもたちがどのような部活動を望んでいるのかまづはその声を聴いてみるのが大切です。

教職員の働き方改革から始まった「部活動改革」の議論に、生徒の意見が反映されていないと指摘もありますね。

教職員にとっての部活動

「部活動をやりたくて教員になった」「専門外の部活動に時間を取られ、本来の仕事ができないのは苦痛だし、問題だ」など、部活動に対する教職員の考えはさまざまです。

2022年10月の全教「教職員勤務実態調査」では、部活動顧問の半数近くが「指導に必要な知識や技術を備えていない」と回答し、3人に1人の顧問が部活動の指導に「ストレスを感じる」と答えています。

「対外試合やコンクールの運動部（文化部）の「顧問」の42%（34%）が、「日常の業

部活動は、長時間労働の大きな要因の一つ

この調査は、時間外勤務の平均が厚生労働省の過労死ラインをはるかに超える教職員の過酷な勤務実態を明らかにしましたが、部活動がその要因の一つであることも浮き彫りになりました。



それは、「試合やコンクールがある部活動の顧問」の土日の時間外勤務が突出し1か月の時間外勤務の合計が100時間を超えているところなどによく現

れています。また、指導日数では、54%が平日週3日以上、58%が土日のいずれかとなり、平日5日間、土日2日間など、休みなく活動している例が1割を超えています。指導時間では、平日1時間以上が48%、土日2時間以上が54%でした。

一方、「対外試合やコンクールのない部活の顧問」と「顧問はしていない」教職員の時間外勤務の合計にそれほど大きな違いはありません。また、「対外試合やコンクールのある部活の顧問」に比べ、それ以外の顧問や教職員は土日の持ち帰り時間が多くなっています。

結局、顧問の有無にかかわらず、一人一人の教職員が所定の勤務時間に収まりきれない程たくさん業務を抱えているということであり、この実態を解決することが焦眉の課題となっています。

このように、子どもたちにとっても、教職員にとっても「やりがいや意義を感じないわけではないが、今の部活動のあり方は何とかしてほしい」といった叫びが聞こえてきます。特に、辛い思いをしている子どもや教職員にどのように応えていくのかは、最も重要な課題です。



部活動の「地域移行」を考える①

スポーツ庁と文化庁は、2022年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」)を発表しました。

I 学校部活動

- ※教職員の部活動との関わりについて、業務改善や勤務管理をはかる
- ※部活動指導員や外部指導員の確保
- ※週当たり2日以上上の休養日の設定
- ※部活動に強制的に加入させることがないように

II 新たな地域クラブ活動

- ※地域スポーツ・文化振興担当部署、学校担当部署、関係団体、学校等の関係者による協議会を設置
- ※指導者確保のため、人材バンクを整備し、教職員の兼職兼業を認める
- ※競技志向だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向に適したプログラムを確保
- ※休日のみ活動の場合も、原則1日の休養日を設定
- ※困窮家庭への支援を行う

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ※まずは休日のとりくみの環境整備
- ※段階的な体制の整備をすすめる(合同部活動の導入や、部活動指導員の配置等)

IV 大会等の在り方の見直し

- ※地域クラブ活動の会員も参加できるように見直し
- ※できるだけ教職員が引率しない体制を整備
- ※全国大会の在り方の見直し(開催回数・精選)
- ※複数の活動を経験した生徒等のニーズにも対応



2023年度からの3年間を「改革推進期間」に

上記の「ガイドライン」に関するパブリックコメントには、「拙速に移行するものではない」「3年間の移行達成は現実的に難しい」など「地域移行」そのものへの批判を含めた980件もの意見が寄せられました。

その結果、2023年度からの3年間、「検討会議提言」で「改革『集中』期間」とされ、進んでいたものが「改革『推進』期間」と変更され、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」という文言が加わりました。

「地域移行はトーンダウン」との報道に、「期待していたのに、がっかり。早く進めてほしい」という声がある一方「問題が多い。すぐにできるとは思えない」という声もあります。いずれにしても、「地域移行」自体は既定の方針です。問題の所在を明らかにして、子どもたちの文化・スポーツへの権利を保障し、かつ教職員の長時間労働を解消するため、課題ととりくみの方向を探っていくことが重要です。(地域移行についての論点は次号で紹介いたします。)

「勤務場所を離れて」行う研修を「控えるようにとは考えていない」

全教は、2022年6月15日、教員免許更新制の廃止と新たな研修制度について以下のような文科省要請を行いました。新たな研修制度が2023年4月から施行されており、夏休みの研修のあり方が問われてきます。

教特法第22条第2項に定められた「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて」行う研修を抑圧したり、研修の主催者によって差別したりすることなく、教員の自主的・自発的な研修を保障するよう、教育委員会に徹底すること

文科省は、「研修には、…さまざまなスタイルがあること、勤務場所を離れて行うもの、時間外に行われている自主的なものも把握している」とし、「そうした多様な学び」を「(研修)記録から除外しようという発想ではない」としました。

全教は、それ以前の問題として、そのような研修を認めてもらえない実態があり、「どうせ認めてもらえない」とあきらめてしまう例もあるとして、法で認められている研修が「保障されるよう、徹底してもらいたい」と重ねて要請しました。

文科省は「今回の法改正は、そういった自主的な研修や職免の研修が行われていることも前提にしている」「本当に必要であれば、学びの計画の中でとらえ、校長が認めるもの」「所属を離れて行う職免研修などを控えるように、とは考えていない」と回答しました。全教は、そのための条件整備を行うよう求めています。

教員採用選考試験に向けて 第2回パワーアップ学習会

日時 2023年6月10日(土)18:30~20:30

(受付 18:00)

場 所 サンメッセ香川 2階中会議室

内 容 面接対策(集団・個人)をします

参加費 資料代300円(組合員 無料 交通費支給)

先輩から具体的なアドバイスを聞くことができます。参加者同士で交流し、教育実践や教育法規などについてさまざまな角度から考えたり学んだりします。どなたでも参加できます。

連絡先

香川県教職員組合 761-8057 高松市田村町1033-3

TEL 087-867-4797 FAX 087-867-6446

E-mail kakyoso@kakyoso.com

小黑板

青年教員から深夜に連絡がきました。「どうしても聞いて欲しい」と▼現場は慢性的な人手不足。教職員が日々疲弊している。とにかく、教職員の数を増やして欲しい。特に、授業をするのができる人を増やして欲しいと思っている。仕事量も減らして欲しい。授業時数・クラスの子どもを大幅に減らして欲しい。ずっと、そう思ってきました▼ここまでは、その通りだと思いつながら聞いていました▼話は続きます▼でも、敵は本能寺にありません▼

本当に大切なもの

まくいかなかったとき、先輩が相談に乗ってくれたり生徒指導をしてくれたりしてことを思い出しました。子どもとうまくいかないのは苦しかったけれど、仲間がいるから乗り越えられました▼逆に、子どもとうまくいっていても学年主任からパワハラを受けた時は、体調を崩しました▼慢性的な人手不足、子どもや保護者対応に悩んでも、職場の人間関係が温かければ乗り越えられるのは教育現場だけではないかもしれません▼そして、手を取り合い職場環境を良くしていく要求を出して行動していきたいものです。

